

SOFTIC知財ゼミ第1回 「旅行業データベース事件」 (第1 東京地裁判決の紹介)

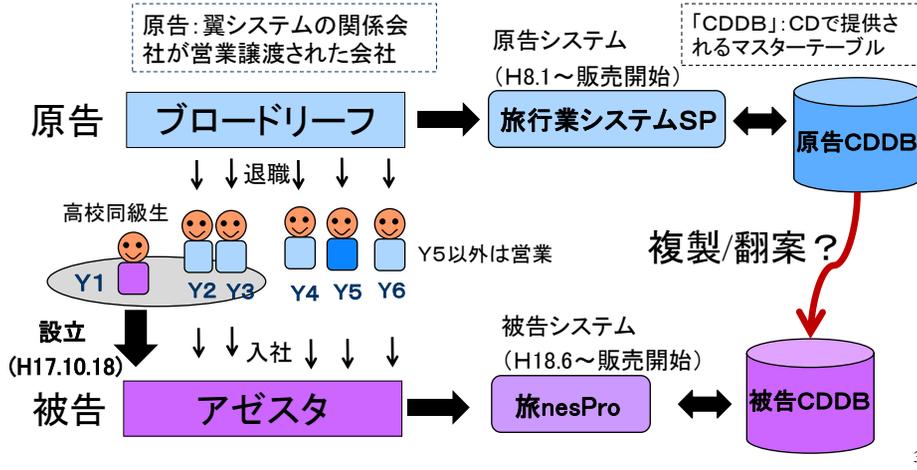
平成28年6月16日
発表者: 太田知成・中村幸子
(本資料: 中村幸子)

発表の内容

1. 事案の概要
2. 東京地裁判決について
 - 判決の争点(1)-(4)
 - 原告CDDBの内容・被告CDDBの内容
 - 争点(1)リレーショナルDBの創作性
 - 争点(1)判断手法
 - 争点(1) ①体系的構成の共通性⇒②複製・翻案か？
 - 争点(1) ③情報の選択の共通性⇒④複製・翻案か？
 - 争点(1) ⑤依拠性
 - 争点(3)一般不法行為の成否

1-1 事件の概要

○経緯：原告会社の社員だった被告Y2、Y3は、高校の同級生だった被告Y1と共に被告会社を設立した。原告CDDBの開発者の被告Y5は、原告会社を退社し被告会社に入社。
被告会社は被告システムの販売を開始し、原告会社に著作権侵害で訴えられた。

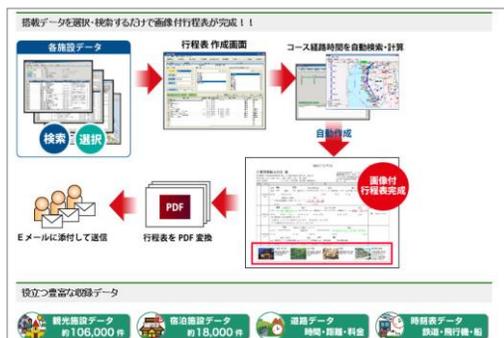


3

1-2 原告システムの概要

旅行者向けシステム「旅行業システムSP」

「国内旅行の旅行行程表、見積書作成のために必要な観光施設、宿泊施設、道路、時刻表などの各種データをデータベース化し、パソコンを用いて効率よく行程表、見積書等を作成することを可能とする旅行者用システム」



図の出典：ブロードリーフ社サイト<http://www.broadleaf.co.jp/products/sftravel.html>

問題となるデータベースは、このシステムで使う観光施設・宿泊施設・道路等のデータを収集したもの

4

1-3 データベースとは

著作権法第2条1項10号の3（定義）

「データベース」とは、論文、数値、図形その他の情報の集合体であつて、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。

著作物
性不問

データ・情報



データベース

著作権法第12条の2(データベースの著作物)

その情報の選択又は体系的な構成によつて創作性を有するものは、
著作物として保護する。

× 通常されるべき選択

× 番号の古い順に並べただけ

(参考)自動車整備用データベース事件

5

1-4 リレーショナル・データベースとは

リレーショナルデータベース：「入力される情報はテーブルと呼ばれる表に格納され、各テーブルはフィールド項目に細分され、あるテーブルのあるフィールド項目を他のテーブルのあるフィールド項目と一致させてテーブル間を関連付けることにより、既存の複数のテーブルから抽出したいフィールド項目だけを効率的に選択することができるデータベース」

プライマリーキー：テーブル内のレコードを一意的に識別できるフィールドのうち、テーブルに1つだけ選んだもの

	例	リレーション
テーブル名	部門テーブル	社員テーブル
●プライマリーキー	●部門コード 1946	●社員番号 990523476
フィールド	部門名 経理部	名前 山田 一郎
フィールド	所属人数 20	所属部門コード 1946
	所在地 本社	入社年度 2016
	10部門のデータ:10レコード	社員500人のデータ:500レコード

正規化：「各テーブル内に格納されている重複した無駄なデータを排除することで…冗長性の排除を目的とする作業、及び、関連性の高いデータ群だけを別のテーブルに分離させることで…不整合性の回避を目的とする作業」

6

1-5 本事件・裁判の状況

訴訟提起	平成21年5月15日
東京地裁	平成26年3月14日判決言渡
↓	3種類の被告CDDDBの2つは侵害、1つは否定 
知財高裁	平成28年1月19日判決言渡
↓	3種類すべて侵害 
最高裁	現在

7

2-1 東京地裁・判決の争点

(地裁判決文18頁)

(1)	原告CDDDBの著作物性及び被告CDDDBが原告CDDDBに依拠して作成された複製物ないし翻案物といえるか
(2)	被告らによる著作権(複製権, 翻案権, 譲渡権, 貸与権, 公衆送信権, 送信可能化権)侵害についての共同不法行為の成否
(3)	一般不法行為の成否(予備的主張)
(4)	原告の行為の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(以下「独占禁止法」という。)違反の可能性の有無
(5)	被告らの損害賠償義務の有無及び原告の損害額

争点(1)[被告CDDDB新版]、争点(3)を取り上げます。

8

2-2 地裁の判断・事実 原告CDDBの内容

(地裁判決文105～119頁)

【道路情報の選択】

(地裁判決文105頁)

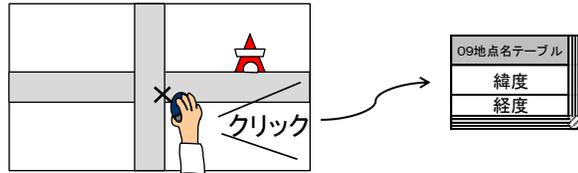
「大型観光バスによる移動に適切な道路の選択」

【道路地点情報の選択(緯度経度情報)】

(地裁判決文107頁)

「道路地点として選択した地点における情報を緯度及び経度のデータとして格納」

「代表道路地点とするのに適切な地点につき、インターチェンジや観光施設等から最も近い交差点や、ユーザーの要望を充たすのに最も適切な地点を中心に、上記選択された道路上から選び出す作業」「パソコンのマウスを地図上でクリックする方法で選択し、そこに示される緯度及び経度を、実際に入力」⇒「09地点名テーブル」に格納



9

2-3 地裁の判断・事実 原告CDDBの内容

(地裁判決文116頁)

「01市区町村テーブル」	①	⑤
「02地区・地名テーブル」		⑤
「03方面テーブル」		
「04方面設定テーブル」		
「05緯度経度テーブル」		③
「06URLアドレステーブル」		③
「07URL識別子テーブル」		③
「08URL分割テーブル」		③
「09地点名テーブル」	①	②
「10道路テーブル」	①	②
「11接続テーブル」	①	②
「12禁止乗換テーブル」		②
「13有料道路番号テーブル」		
「14区間料金テーブル」		②
「15首都圏料金テーブル」		②
「16道路構成地点テーブル」		
「17道路構成地点索引テーブル」		
「18市区町村通過道路索引テーブル」		
「19県限定義テーブル」		
「20ホテル・旅館テーブル」	①	③
「21観光施設テーブル」	①	③
「22観光施設備考テーブル」		③
「23協定施設テーブル」		
「29養殖テーブル」		
「30協定旅館テーブル」		
「31連結協定テーブル」		
「32駅テーブル」	①	④
「33路線構成テーブル」		④
「34路線テーブル」		④
「35時刻表料金テーブル」		
「36路線検索テーブル」		④
「37路線検索索引テーブル」		
「38路線タイプテーブル」		
「39標テーブル」		④
「40運行日定義テーブル」		④
「41時刻テーブル」		
「42会社テーブル」		④
「43交通機関種別テーブル」		④
「44地方別会社索引テーブル」		
「45検索地方範囲定義テーブル」		
「46地方別路線索引テーブル」		
「47駅通過索引テーブル」		

【主な検索機能に用いられるテーブル】

①出発地点、経由地、目的地に面した道路に関する情報(知財高裁「体系的構成①」)

②道路を利用した移動に関する経路探索・料金の算出に必要な情報(知財高裁「体系的構成②」)

③ホテル・旅館、観光施設に関する情報(=知財高裁「体系的構成③」)

④公共交通機関を利用した経路探索に必要な情報(=知財高裁「体系的構成④」)

⑤道路と地図を関連付ける情報(知財高裁「体系的構成⑤」と=ではない)

⇒原告・被告CDDBの各テーブルは参考図1

10

2-4 地裁の判断・事実 被告CDDB

【被告CDDBの作成過程について被告の主張】

(地裁判決文48頁)

「被告アゼスタが、原告CDDBのデータの一部を被告CDDBに利用したことは認めるが、…それは、被告CDDBの作成過程において、原告CDDBのデータの一部について、一旦エクセルで読み込めるファイル形式であるCSVファイルで抽出するなどした上で、これらのデータに適宜追加・修正・削除を加えて、それを被告CDDBに収録、利用したり、一旦CSVファイルに抽出した上で、一般のホームページや市販のDVDソフト等に掲載されている情報を閲覧、参照等しながら手作業による追加・修正・削除を行い、そのような作業を行った後に被告CDDBに入力したものである。」

【裁判所の判断】

(地裁判決文128頁)

「被告らは、原告CDDBをコピーし流用したことは認めるが客観的なデータに誤記修正をした上であり、しかもカンマ区切り(CSV)ではカンマやダブルクォートが含まれていると文字化けや項目ずれを起こすため、これらが含まれている場合にはタブ区切り(TSV)を使ってデータ入力・加工を行っているものであると主張するところ、確かに、……全く同じ表記でデータが格納されていることが認められる。」

11

2-5 地裁争点(1)リレーショナルDBの創作性

(地裁判決文129頁)

【重要な要素】「テーブルの内容(種類及び数)」、「各テーブルに存在するフィールド項目の内容(種類及び数)」、「各テーブル間の関連付けのあり方」

(参考)新築マンション・データベース事件

【情報の選択の創作性】

「データベースの主題、用途やデータベースの提供対象等を考慮して決定された一定の収集方針に基づき収集された情報の中から、更に一定の選定基準に基づき情報を選定することが必要」

【体系的構成の創作性】

「収集、選定した情報を整理統合するために、情報の項目、構造、形式等を決定して様式を作成し、分類の体系を決定するなどのデータベースの体系の設定が行われることが必要」ただし…「何らかの形で人間の創作活動の成果が表れ、制作者の個性が表れていることをもって足りるものと解される。」

【データベースの著作物として保護対象】

「あくまでも、具体的なデータベースに表現として表れた情報の選択や体系的構成であって、具体的な表現としての情報の選択や体系的構成と離れた情報の選択の方針や体系的構成の方針それ自体は保護の対象とはならないというべきである。」

12

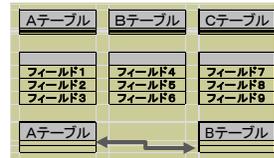
2-6 地裁争点(1)判断手法

被告CDDB(新版)の検討(地裁判決文213~240頁)

(1) 原告CDDBの著作物性及び被告CDDBが原告CDDBに依拠して作成された複製物ないし翻案物といえるか

①体系的構成の共通性

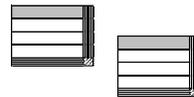
- (ア) テーブルの種類及び数
- (イ) 各テーブルに存在するフィールドの種類及び数
- (ウ) テーブル間の関連付け



②体系的構成が複製又は翻案に当たるか

③情報の選択の共通性

- (ア) フィールド項目の選択の類似性
- (イ) レコードの選択の類似性
- (ウ) 具体的な情報の同一ないし類似性



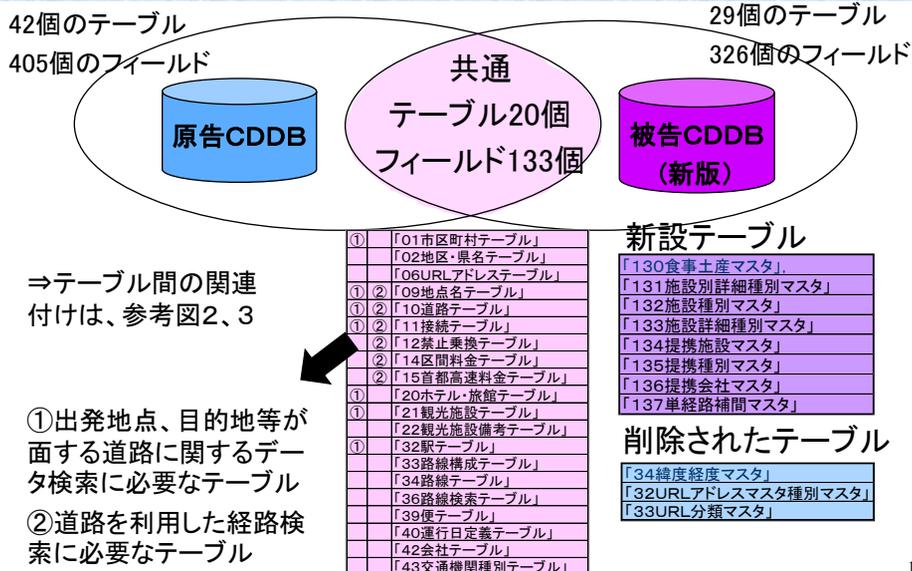
④情報の選択が複製又は翻案に当たるか

⑤依拠性について (注:当初版・2006年版と現行版のみ)

13

2-7 地裁争点(1) ①体系的構成の共通性

(地裁判決文213頁~)



2-8 地裁争点(1) ②体系的構成の複製/翻案?

(地裁判決文223頁～)

「34緯度経度マスタ」、「32URLアドレスマスタ種別マスタ」、「33URL分類マスタ」を削除⇒ リレーション消滅

「130食事土産マスタ」、「131施設別詳細種別マスタ」、「132施設種別マスタ」、「133施設詳細種別マスタ」、「134提携施設マスタ」、「135提携種別マスタ」、「136提携会社マスタ」及び「137単経路補間マスタ」の新設⇒ 新たな創作的表現、新たなリレーション

「出発地点、経由地、目的地に面した道路に関するデータの検索」・・・
「道路を利用した移動に関する経路探索を行うことを可能にしている点では、なお原告CDDBの創作的表現の本質的な特徴を直接感得することができる部分があるということができそうにも思われる。」

しかし・・・(226頁)

従前の一致部分が削除されたり、新たな創作的表現が付け加えられたりしている被告CDDB(新版)全体からみた場合には、原告CDDBと共通性を有する部分は、被告CDDB(新版)の全体の中からみれば、もはや原告CDDBの表現の本質的な特徴を直接感得することができなくなっていると認めるのが相当である。

結論「複製ないし翻案には該当しない」(227頁)

15

2-9 地裁争点(1) ③情報の選択の共通性

(地裁判決文227頁～)

(ア) フィールド項目の選択の類似性

(227-229頁)

- 被告CDDB(新版)フィールド数219個のうち146個一致
- 新設フィールドについて検討

(イ) レコードの選択の類似性:

(229-231頁)

- 被告がコピーしたテーブルの削除、追加削除レコードの検討

(ウ) 具体的な情報の同一ないし類似性

(231-234頁)

- 地点名テーブルの道路情報: 92.6%である11872件一致
- 緯度経度情報: 完全一致率は8.1%
- 選択道路の一致: 北海道79/171件, 福岡県42/123件

(エ) 新たなテーブルへの情報の格納

(234-235頁)

- 「130食事土産マスタ」には、食事施設、土産物店などの情報1万0695件が新たに格納

16

2-10 地裁争点(1) ④情報の選択の複製/翻案?

(地裁判決文235頁～)

○相当の数の新たなテーブルが設置され、既存のテーブルについても、詳細化するフィールドの追加が相当数されている。 (235頁)

例) 地点名テーブルの道路情報: 道路地点の選択が、相当に幅のある中から1万件余りの情報を選択したことについての証拠はない。

○具体的な道路地点についての緯度経度情報の完全一致率についても、大幅に低下し、一致率は10%に満たない。

○選択道路についても、被告CDDB(新版)の全データと比較して、原告CDDBと一致する選択道路の割合でみた場合には半分以下

○被告CDDB(新版)の全レコード数は、約270万件にも及び、原告CDDBとは、その情報量に相当の隔たりがある。 (238頁)

これらを総合勘案すると、被告CDDB(新版)においては、もはや、情報の選択においても、原告CDDBと共通性を有する部分は少なく、共通性を有する部分については創作性を有するものとは認め難いか、あるいは原告CDDBの創作的表現上の特徴を直接感得することができないものであると認めるのが相当である。

結論「複製物ないし翻案物に該当しない」(239頁)

17

2-11 地裁争点(1) ⑤依拠性

(地裁判決文168頁、212頁)

(被告CDDB当初版・2006年版と現行版のみ判断)

「被告らは、複数のテーブルについて、データを原告CDDBからコピーして利用した事実を認めているところ、その他にも、以下の事実が存する。」

例 ○テーブル、フィールドの各IDについて

テーブルIDの頭3文字「AZM」の一致、

テーブルID、フィールドIDが完全一致している例が多数。

○緯度経度情報について

本来必要のない緯度経度情報を複数テーブルで重複保有している点同じ

○URLアドレステーブルについて

全角半角の混用使用箇所が、原告CDDBと完全に一致する例

○地点名・道路・首都高速料金・観光施設テーブルについて

誤記の一致

○ホテル・旅館テーブルについて

長音符「ー」とマイナス記号「-」が混用の一致

18

2-12 地裁争点(3)一般不法行為の成否

(地裁判決文242頁)

原告の主張:「原告が費用や労力をかけて開発し、制作した原告CDDBにつき、その多数の部分を利用して被告CDDBを販売する行為は、先行者の築いた開発成果にいわばただ乗りする行為であって、取引における公正かつ自由な競争として許される範囲を逸脱するものとして不法行為を構成」。
(参考)自動車整備用データベース事件

裁判所の判断:「ある著作物が同法による保護を受ける著作物に該当しないものである場合、当該著作物を独占的に利用する権利は法的保護の対象とはならないものと解すべきであるから、著作権法による保護を受けない著作物の利用行為は、同法の規律の対象とする著作物の利用による利益とは異なる法的に保護された利益を侵害するなどの特段の事情がない限り、不法行為を構成するものではないと解するのが相当である(最高裁平成21(受)第602号・同第603号, 同23年12月8日第一小法廷判決・民集65巻9号3275頁参照)。」
(参考)北朝鮮映画著作事件

「著作権法の規律の対象とする著作物の利用とは異なる法的に保護された利益を侵害するなどの特段の事情は認められないから、原告の不法行為に基づく予備的請求についても理由がない。」

19

主な参考文献

1. 石神恒太郎「知っておきたい最新著作権判決例」パテント2015
2. 平井佑希「平成26年著作権関係裁判例紹介」パテント2015
3. 生田哲郎・森本晋「リレーショナル・データベースの複製権・翻案権侵害の成否」《The Invention》2014 No.6
4. 「次世代知財システム検討委員会報告書(案)」平成28年4月
5. 相山敬士『著作権論』(データベースに関する判例の分析)日本評論社
6. 長塚隆「データベースの法的保護—ヨーロッパにおけるデータベースの新たな権利 sui generis をめぐる最近の動き—」《情報管理 44(5):332-341》
7. 武田貞生他「データベースの法的保護に関する動向調査」財団法人データベース振興センター, 2004

<http://www.jipdec.or.jp/archives/publications/J0004834.pdf>

8. 「次世代知財システム検討委員会 報告書 ~デジタル・ネットワーク化に対応する次世代知財システム構築に向けて~」平成28年4月

http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/tyousakai/kensho_hyoka_kikaku/2016/jisedai_tizai/hokokusho.pdf

20

